

高等技術学校 入学金・授業料の納付について(技術専門コース)

令和7年2月
香川県立高等技術学校

1 入学金の額と納付時期等(新入生のみ)

納付しなければならない入学金は5,650円で、高等技術学校入学金納付書に香川県証紙を貼付し納付します。

納付期限は、令和7年3月3日です。

また、令和7年2月13日から2月28日まで授業料等減免の申請期間となっており入学金も減免の対象になりますので、減免を希望される方は、「高等技術学校入学金納付書」には香川県証紙は貼付せず必要事項のみ記入し提出するとともに、併せて「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に必要書類を添付し減免手続きを行ってください。

減免制度については、別途配布する「高等技術学校入学金・授業料の減免及び納付の猶予・分納について(技術専門コース)」2(2)[1]に減免の要件や必要な証明書類等についての説明が記載されています。

また、減免の可否については3月中旬頃の決定となり、入学金の納付期限後になりますので、減免手続きの際に併せて「授業料等納付猶予・分納申請書」を提出してください。

入学金の減免手続きと授業料の減免手続きは同じ申請書で行います。

2 授業料の額と納付時期等

年額118,800円で、年2回に分けて59,400円ずつを高等技術学校が発行する納入通知書により、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)にて納付してください(前期分は令和7年3月上旬、後期分は9月上旬に発行)。

納付期限

・前期分(令和7年4月分から令和7年9月分)は、令和7年3月21日(金)

・後期分(令和7年10月分から令和8年3月分)は、令和7年9月22日(月) 予定

授業料等の減免を希望される方は、新入生は入学金の減免申請と併せて、令和7年4月に2年生になる方は授業料のみについて「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に必要書類を添付し、減免手続きを行ってください。

授業料等減免の申請期間は令和7年2月13日(木)から2月28日(金)【必着】までです。

減免の可否については3月中旬頃（納付期限より前）に決定し通知する予定であり、授業料等減免の申請をしている方は通知があるまで納入通知書を手元で保管しておいてください。

3 授業料等の減免について

授業料等の減免を希望される方は、別途配布する「高等技術学校入学金・授業料の減免及び納付の猶予・分納について(技術専門コース)」を参考にして手続きをお願いします。

「高等技術学校入学金・授業料の減免及び納付の猶予・分納について(技術専門コース)」2(2)[1]に減免の要件や必要な証明書類等についての説明が記載されています。

手続きに必要な「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」、「申請者本人及び生計維持者に関する申告(別紙1)」、「学修計画書」の様式は総務課で用意しておりますので、氏名及び学科名を申告の上受取してください。新入生で減免を希望される方は入学金の徴収猶予を受ける必要があるため、併せて「授業料等納付猶予・分納申請書」を受け取り下さい。

特に、令和7年4月に2年生になる方で令和6年度後期に授業料の減免を受けていた方は引き続き減免の対象になる可能性がありますので、必ず申請をするよう検討してください。

授業料等減免の申請期間は、前期は令和7年2月13日(木)から2月28日(金)【必着】までです。後期は令和7年8月中旬から8月末日までを予定しており、改めて申請書類等の提出が必要となります(正式な日程は夏季休業の期間決定後にお知らせします。)

4 授業料の分納申請

授業料等の減免が受けられない方で、授業料等の減免対象となる者に準じる場合であって、納付期限までに授業料等を納付することが困難であると校長が認める場合、「授業料等納付猶予・分納申請書」を提出することにより授業料の分納(毎月払)を申請することができます。

納付しなければならない授業料の月額は9,900円で、分納に係る申請手続きは減免の可否について決定された後になります。

なお、授業料の分納が許可された場合、毎月分の授業料を前月の20日までに、別途発行する納入通知書により納入通知書記載の納付場所にて納めていただくこととなりますが、令和7年4月分及び令和7年10月分の授業料については別途定める納付期限までに納付してください。

詳細については、香川県立高等技術学校 高松校 総務課(087-881-3171)にお問い合わせください。